

訪日個人観光旅行における「過失による失そう」の認定に関する指針

失そうが発生した場合には、日本側旅行会社より当該旅行の状況を聴取し、その結果以下の事例に該当している場合には、「過失による失そう」として取り扱うこととする。

1. 招へい保証書の発行に際し、申請者が査証を取得する者として適切な者であることの十分な確認を怠った場合。
2. 出国時の航空便への搭乗手続き完了の確認を怠った場合。